

令和6年能登半島地震の災害救助法の適用地域で被災した受験者への配慮について

日本赤十字豊田看護大学では、令和6年能登半島地震において災害救助法の適用を受けた地域で被災された方に対して、経済的負担を軽減し受験の機会を確保するため、次のとおり特別措置を実施いたします。

1 対象となる入学試験

大学独自選抜、大学入学共通テスト利用選抜(前期 A・前期 B)、
大学入学共通テスト利用選抜(後期)

2 特別措置の内容

入学検定料の返還

3 返還の対象となる災害

令和6年能登半島地震

4 返還の対象者

上記3の災害において主たる家計支持者が災害救助法の適用を受けた地域で被災し、次のいずれかに該当する方。

- (1) 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び一部損壊した場合(内閣府の定める罹災証明書の住家の被害の程度に記載されているものすべて)
- (2) 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の方

5 申請書類等

- (1) 入学検定料返還申請書
- (2) 主たる家計支持者が所有する自宅家屋の被害の程度が記載された罹災証明書
※上記4(1)の該当者
- (3) 主たる家計支持者の死亡・行方不明を証明する書類 ※上記4(2)の該当者

6 申請方法

- (1) 申請書様式をお送りしますので、まずは事前に次の連絡先へメールにてご連絡をお願いします。
連絡先: 日本赤十字豊田看護大学 企画・地域交流課 kikaku-ka@rctoyota.ac.jp
- (2) 申請書類等を本学へ提出してください。提出期限は2024年2月22日(木)です。

7 その他

入学前1年以内において、学費負担者が天災その他の災害により被災した場合、入学金・授業料の免除や減額、徴収猶予措置を受けられます。また、入学した年度の前3か年において、学費負担者が災害救助法適用地域において被災した学生は奨学金(日本赤十字豊田看護大学「学校法人日本赤十字学園大規模災害被災学生奨学金」)が受けられます。詳細は入学手続き時にご案内します。